

15 変更等の届出事項と提出書類

区分	綴る順序	様式番号	変更届出書等の様式及び添付書類	毎事業年度経過後の届出	変更事項										廃業等の届出			
					国家資格者等・監理技術者一覧表に記載した技術者の変更	経営業務の管理責任者 変更	婚姻等による氏名変更 要件を欠いたとき	専任技術者 変更	婚姻等による氏名変更 要件を欠いたとき	欠格要件に該当したとき	新たに令第3条に規定する使用人を置いたとき	商号又は名称の変更	営業所の名称、所在地又は業種の変更	営業所の新設		法人の資本金額（出資総額）の変更	新たに法人の役員等、個人事業主又は支配人の氏名の変更（退任・婚姻等による変更）※役職名の変更含む となった者があるとき	
提出時期				事業年度経過後4か月以内	事実発生後2週間以内					事実発生後30日以内								
閲覧対象書類	1	様式第22号の2	変更届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2		変更届出書（決算報告用）	○														
	3	様式第22号の4	廃業届														○	
	4	別紙1	役員等の一覧表		○	○	○									○	○	
	5	別紙4	専任技術者一覧表					○	○	○				○				
	6	様式第2号	工事経歴書	○														
	7	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○														
	8	様式第4号	使用人数	△														
	9	様式第6号	誓約書								○			○		○		
	10	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△							○			○				
	11	様式第15号	貸借対照表〔法人〕	○														
	(11)	様式第18号	貸借対照表〔個人〕	○														
	12	様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書〔法人〕	○														
	(12)	様式第19号	損益計算書〔個人〕	○														
	13	様式第17号	株主資本等変動計算書〔法人〕	○														
	14	様式第17号の2	注記表〔法人〕	○														
	15	様式第17号の3	附属明細表（注）	☆														
	16		事業報告書〔株式会社〕	○														
17		定款〔法人〕	△															
18	様式第20号の3	健康保険等の加入状況	△															
閲覧対象外書類	1	様式第7号	経営業務の管理責任者証明書		○	○												
	2	別紙	経営業務の管理責任者の略歴書		○	○												
	3	様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）					○	○					○				
	4	様式第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	○														
	5		卒業証明書	☆				☆						☆				
		様式第9号	実務経験証明書	☆				☆						☆				
			資格証明書の写し（監理技術者資格者証の写しでも可）	☆				☆					☆					
	6	様式第10号	指導監督的実務経験証明書	☆				☆					☆					
	7	様式第12号	許可申請者の住所・生年月日等に関する調書													○		
	8	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書								○			○				
	9	様式第14号	株主（出資者）調書												○			
	10	様式第22号の3	届出書					○		○	○							
	11		登記事項証明書										☆	☆	☆	○	☆	☆
	12		納税証明書	○														
	13		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）								○			○			☆	
14		成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）								○			○			☆		
15		戸籍抄本又は住民票の抄本					○		○								☆	

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △：変更があった場合必要

（注） 資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※ 上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提示又は提出を求める場合があります。

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。